

滋賀県議会議員 一般選挙

問選挙管理委員会事務局
☎0748-24-5600 FAX0748-24-0752

日時	期日前投票所
4月1日(土)～8日(土) (8:30～20:00)	東近江市役所東庁舎、永源寺コミュニティセンター、五個荘支所、愛東支所、湖東支所、能登川支所、蒲生支所
4月5日(水)～7日(金) (16:00～20:00) 4月8日(土) (10:00～19:00)	ショッピングプラザアピア4階研修室



郵便などによる不在者投票ができます

- 対象者** 身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳に記載されている障害の程度が一定の要件に該当する人または介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている人
※自ら投票用紙に記載することができない人(一定の要件に該当する人)は、代理者が投票用紙に記載できます。
- 利用方法** 事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。詳しくは、市ホームページを確認するか市選挙管理委員会へ問い合わせてください。

**宝くじ助成金で
備品購入**
一般社団法人能登川地区まちづくり協議会では、宝くじの社会貢献広報事業であるコミュニティ助成事業を活用して、オンライン配信用備品一式、WEB会議用備品一式(少人数向け・個人向け)を整備しました。今後、まちづくり活動に活用されます。



問まちづくり協議課
IP 050・5801・5623
FAX 0748・24・5560

❗忘れずに手続きしましょう

軽自動車の廃車・名義変更の 手続きはお早めに



軽自動車税は、毎年4月1日現在で軽自動車、バイク、農耕用車両、ミニカーなどの所有者または使用者に課税されます。
すでに車両を処分したり、他人に譲ったりした場合でも、廃車や名義変更の届出をしないと令和5年度の軽自動車税(種別割)が課税されます。
手続きが済んでいない人は、3月31日(金)までに次の場所で手続きをしてください。

- ① 原動機付自転車(125cc以下)・農耕用車両・ミニカーなど
申問 市民税課または各支所
IP 050・5801・5604
FAX 0748・24・5577
- ② 軽二輪(125cc超250cc以下)・小型一輪(250cc超)
申問 滋賀運輸支局(守山市)
☎ 050・5540・2064
- ③ 軽自動車(三輪・四輪)
申問 軽自動車検査協会滋賀事務所
☎ 050・3816・1843

❗交通事故に気をつけて

新入学(園)児と高齢者の交通事故防止運動

子どもたちが新生活に入り、慣れない道を通る時期です。ドライバーの皆さんは、子どもが多く通行する場所では、子どもの不意な行動に備えて速度を落として走行するなど交通安全に努めてください。

問市民生活相談課 IP050-5802-8484 FAX0748-24-0217

運動期間
3月15日(水)～4月15日(土)

運動の重点

- (1) 通学路・園外活動の経路における安全な通行の確保
- (2) 新入学(園)児と保護者に対する交通安全教育・指導の徹底
- (3) 高齢者の交通事故防止と安全運転意識の向上
- (4) 横断歩道利用者ファースト運動の推進



保護者の皆さんへのお願い

入学(園)前に子どもと一緒に通学路を確認するなど、子ども目線で危険箇所を確認し、交通事故防止に努めましょう。

高齢者の皆さんへのお願い

斜め横断は道路での滞在時間が長く大変危険です。必ず横断歩道を渡りましょう。

❗市営住宅の入居者を募集します

◆団地名(所在地)

- ① ひばり丘団地(ひばり丘町)
2階
- ② 平田駅前団地(平田町)
2階 单身可



	戸数	構造	間取り	月額家賃 駐車場1台2,500円	敷金
①	1戸	中層耐火3階建	2LDK	22,200～33,100円 駐車場1台2,500円	66,600～99,300円
②	1戸	準耐火2階建	2DK	11,800～17,500円 駐車場1台1,500円	35,400～52,500円

◆入居可能日

4月3日(月) ※入居可能日から家賃が発生します。

◆募集期間

3月1日(水)～8日(水)(土・日曜日を除く8:30～17:15)
※入居申込みには資格条件があります。事前に住宅課に相談の上、書類を提出してください。

◆選考方法

市営住宅運営委員会が住宅困窮度を審議し、入居者を決定します。選考が困難な場合は、公開抽選とします。

問住宅課 IP050-5801-5652 FAX0748-24-5578

❗高齢者福祉の増進のために

令和5年度 老人クラブ活動補助金

単位老人クラブが年間を通して次の3つの活動を行う場合、活動費の一部を補助します。

- 教養活動
学習活動、教養講座、研修会の開催など
- 健康活動
体操やスポーツ活動、健康学習会

の開催など
地域活動
ボランティア活動による地域貢献など
申込み方法
令和5年度に新たに補助金の交付を希望する単位老人クラブは、3月31日(金)までに連絡してください。
※継続団体は除く。
問長寿福祉課
IP 050・5801・5645
FAX 0748・24・1052



① 将来への橋渡し 国民年金

彦根年金事務所による
「二日年金相談」を
開催します

相談内容を事前に伺い、資料を整理した上で、専門の相談員がお答えします。将来受け取る年金額の試算や年金受給の手続きについても相談できます。

予約時に、基礎年金番号と相談内容などを伝えてください。
時 4月20日(木)、6月15日(木)、
8月17日(木)

いずれも午前10時～午後4時

場 市役所新館1階111会議室

定 各日10人程度(申込み先着順)

申 問彦根年金事務所(予約専用電話)

☎ 0749・23・5489

国民年金保険料の
免除申請

国民年金保険料の納付は国民の義務ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、納付を免除される制度があります。

免除には、「全額免除」、「一部免除(4分の3、半額、4分の1)」、「納付猶予」「学生納付特例」があります。この制度は、申請時点の2年1ヵ月前までさかのぼって申請することができます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人も、申し立てにより免除される場合があります。

特 災害や失業を理由とする場合は、災害による被害額や失業を証明する書類(雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票など)の公的機関が発行する証明書の写し)が必要で

※申請する免除期間により、有効期間が変わります。
■ 注意してください
※2年1ヵ月前の分まで免除申請ができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や特例免除が受けられない場合があります。

※免除申請は、申請期間に対する前年所得に基づいて審査を行うため、承認されない場合があります。
※納付が困難な場合は、放置せずに彦根年金事務所、市保険年金課または各支所に相談してください。

申 問彦根年金事務所国民年金課

☎ 0749・23・1112

問 保険年金課

IP 050・5801・5631

FAX 0748・24・5576

または各支所

① 小中学生の医療費助成

4月に小学校へ入学される
お子さんの保護者の皆さんへ

本市では、小学1年生から中学3年生までの児童・生徒を対象に医療費助成を行っています。

助成を受けるためには、事前に申請が必要です。

4月から小学校へ入学される対象児童の保護者には、2月中旬に申請書を郵送しています。申請がまだの人は、至急申請書を提出してください。

※申請された人には、3月中旬に受給券を郵送します。
※ほかの医療費助成を受けている人には、案内を送付していません。

対象		小学1年生～中学3年生
自己負担	外来	1診療報酬明細書当たり月額500円
	入院	日額1,000円 ※自己負担額の上限は月額14,000円まで
所得制限		なし
助成方法		医療機関で受給券を提示してください。

申 問保険年金課
IP 050-5801-5631 FAX 0748-24-5576
または各支所

① ひとりで悩まないで

3月は

自殺対策強化月間

本市では、「つながり よりよいのち支え合う 東近江市」を基本理念に掲げ、自殺対策に取り組んでいます。ひとりで悩まないで、まずは相談してください。

■ こころの悩み相談先

● 東近江市保健センター

IP 050・5801・5050

時 平日午前8時30分～午後5時15分

● 自殺予防電話相談

☎ 077・566・4326

時 午前9時～午後9時(年末年始を除く)

● 滋賀いのちの電話

☎ 077・553・7387

時 金～月曜日午前10時～午後8時30分

● 「こころのサポート」がLINE相談

時 午後4時～午後10時



「こころのサポート」がLINE相談
二次元コードから友達追加してください。

問 健康推進課

IP 050・5801・5646

FAX 0748・24・1052

① 予防接種をうけましょう

3月1日から7日は
子ども予防接種週間

4月からの入園・入学に備えて必要な定期予防接種を済ませ、病気を未然に防ぎましょう。

また、定期予防接種を受けるときには、母子健康手帳を忘れずに持参していきましよう。

接種していない予防接種があれば、かかりつけ医と相談の上、早めに受けてください。

問 健康推進課

IP 050・5801・5646

FAX 0748・24・1052

まだ接種していない
ワクチンはありませんか?



① 予防接種をうけましょう

定期予防接種はお済みですか

定期予防接種とは、法律で定められた予防接種です。

予防接種には、ワクチンを接種した人が病気にかかることを予防したり、人に感染させてしまうことで社会に病気がまん延してしまうのを防ぐ効果があります。

対象者は期間中に接種をしましょう。

問 健康推進課 IP 050-5801-5646 FAX 0748-24-1052

市内で接種する場合

指定医療機関で接種できます。詳しくは、市ホームページを確認してください。



市ホームページ

市外で接種する場合

医療機関により事前に申請が必要な場合があります。詳しくは、問い合わせてください。

1 こどもの予防接種

無料

予防接種名	対象者	接種期間
麻しん風しん(2期)	H28.4.2日～H29.4.1生まれの人	令和5年3月31日(金)まで
日本脳炎(2期)	満9歳から13歳	13歳の誕生日前日まで
日本脳炎	接種機会がなかった H14.4.2～H19.4.1生まれの人	20歳の誕生日前日まで
2種混合(ジフテリア・破傷風)	満11歳から13歳	13歳の誕生日前日まで

2 大人の予防接種(成人用肺炎球菌)

2,500円

■ 対象者① 令和5年3月末までに次の年齢となる人

- ・ 65歳(S32.4.2～S33.4.1生まれ)
- ・ 70歳(S27.4.2～S28.4.1生まれ)
- ・ 75歳(S22.4.2～S23.4.1生まれ)
- ・ 80歳(S17.4.2～S18.4.1生まれ)
- ・ 85歳(S12.4.2～S13.4.1生まれ)
- ・ 90歳(S7.4.2～S8.4.1生まれ)
- ・ 95歳(S2.4.2～S3.4.1生まれ)
- ・ 100歳(T11.4.2～T12.4.1生まれ)

※今までに23価肺炎球菌ワクチン予防接種を受けたことがある人は対象となりません。

※令和6年4月以降は、毎年その年度に65歳となる人のみが助成の対象となります。(令和5年2月1日時点)

■ 対象者② 接種日に満60歳～64歳の人で、以下のいずれかに該当する人

- ・ 心臓や腎臓、呼吸器の身体障害者手帳1級相当の人
- ・ 免疫機能に障害がある人

※かかりつけ医による「接種該当事由書」または身体障害者手帳1級の提示が必要です。

■ 接種期間 令和5年3月31日(金)まで ※期間を過ぎると、接種費用は全額自己負担となります。

